

令和8年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R8. 3. 31	R8. 4. 14	令和8年度の東京都の観光施策について、宿泊税に充当されなかった事業一覧がわかる文書					1											当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	財務局主計部財政課
2	R8. 2. 18	R8. 4. 14	東京都立小石川中等教育学校（旧・東京都立小石川高等学校）の敷地に関する以下の行政文書のうち、現存するものすべて。 (1) 当該敷地の用地取得に関する文書一式（用地取得調書、取得経緯書、契約書、決裁文書） (2) 当該敷地に関する所管替え文書（区一都） (3) その他、当該敷地の取得に関する文書					1											請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	財務局財産運用部管理課
3	R8. 2. 18	R8. 4. 14	東京都立小石川中等教育学校（旧・東京都立小石川高等学校）の敷地に関する以下の行政文書のうち、現存するものすべて。 当該敷地の用地取得に関する文書一式（用途を指定しない寄附受領に関する決裁文書）					1											請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	財務局財産運用部総合調整課
4	R8. 2. 18	R8. 4. 14	昭和35年東京都都有財産管理運用委員会議案第480号及び第521号	5	1														—	財務局財産運用部総合調整課
5	R8. 2. 18	R8. 4. 14	東京都立小石川中等教育学校（旧・東京都立小石川高等学校）の敷地に関する行政文書のうち、現存するものすべて (1) 当該敷地の用地取得に関する文書一式（移管文書、決裁文書） (2) 当該敷地に関する所管換え文書（都内部の局間）					1											請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	財務局財産運用部活用促進課
6	R8. 4. 7	R8. 4. 21	令和8年度定期購読図書類登録一覧表のうち、しんぶん赤旗、公明新聞及び自由民主に係る部分	1	1														—	財務局経理部総務課
7	R8. 4. 22	R8. 4. 27	R7. 4. 1付け 機械設備工事 積算標準単価（歩掛）	4506	1														—	財務局建築保全部技術管理課
8	R8. 4. 22	R8. 4. 27	R7. 4. 1付機械設備工事 積算標準単価（一次単価）	207	1														—	財務局建築保全部技術管理課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。